

浅口市行財政改革大綱

平成19年3月

浅 口 市

目 次

第1 行財政改革の背景と必要性	1
(1) 行財政改革に取り組む背景	1
(2) 行財政改革の必要性	1
第2 行財政改革の基本理念と基本方針	2
(1) 基本理念	2
(2) 基本方針	2
ア 効率的で効果的な行政運営	2
イ 地域住民との協働	2
ウ 健全な財政運営	2
第3 行政財政改革の推進体制と実施期間	3
(1) 推進体制	3
(2) 実施期間	3
第4 主要施策	4
1 事務事業の見直し	4
(1) 事務事業の整理、統廃合	4
(2) 事務の合理化、効率化	4
2 組織機構、定員管理及び給与の適正化	4
(1) 組織機構、定員管理の適正化	4
(2) 給与の適正化	4
3 行政サービスの質の向上と人材育成の推進	5
(1) 情報化の推進	5
(2) 人材育成	5
4 業務のアウトソーシングの推進	5
(1) 民間委託の推進	5
(2) 指定管理者制度の活用	5
5 住民との協働	5
6 財政運営の健全化	6
7 公営企業及び第3セクターの効率的運営	6
第5 計画の見直し等	6

第1 行財政改革の背景と必要性

(1) 行財政改革に取り組む背景

平成12年に地方分権一括法が施行され、国と地方公共団体の関係はこれまでの上下・主従から対等・協力の関係へと大きく転換し、地方公共団体が自己決定・自己責任により行政運営を行う地方分権社会への扉が開かれた。

その一方で、バブル経済崩壊後の長期にわたる景気低迷の影響から、国・地方とも財政状況は大変厳しいものとなり、さらに、地方においては、「三位一体の改革」による国庫補助負担金制度の改革、税源移譲、地方交付税制度の見直しの影響により、今後、一層の財政悪化も懸念されている。

こうしたことから、地方公共団体においては、分権社会に対応した行政運営と、限られた財源を効率的・効果的に執行する財政運営の仕組みづくりが求められている。

(2) 行財政改革の必要性

浅口市は、地方分権の進展や厳しさを増す地方財政を背景として、平成18年3月に合併し、組織の合理化や事務・事業の整理等を行うことにより、効率的な行政運営に取り組んできた。

しかし、新市としてのまちづくりを進めるため、合併協議会が策定した「新市建設計画」及びそれを基本に市が策定した「浅口市総合計画」で示された諸施策を推進するとともに、県から市への事務・権限移譲や急速に変化する社会経済情勢への対応などにより、新たな事務・事業への取り組みも求められている。

財政状況が厳しい中で、基礎的な住民サービスの質を維持しつつ、こうした様々な行政課題に的確に対応するためには、これまでの行財政運営の在り方を大幅に見直さなければならない。

このため、「浅口市行財政改革大綱」を策定し、行財政改革に積極的に取り組むこととする。

第2 行財政改革の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

今回の行財政改革は、「快適・安心・思いやり 活力あふれる文化創造都市」の実現を目指して、浅口市総合計画の推進と新たな行政課題に的確に対応できる体制の整備を行い、市勢を将来に渡り安定的に発展させるための行財政基盤を確立するための改革とする。

(2) 基本方針

ア 効率的で効果的な行政運営

地方分権の進展により市が担う事務事業は増大しており、また、社会経済情勢の変化に伴い新たな行政需要も生じている。しかしながら、国・地方ともに財政状況は厳しさを増しており、限られた財源と人員を最大限に活用することが求められている。

このため、事務事業の見直し、民間活力の活用、組織の合理化、分権社会に対応できる人材の育成等を推進し、効率的で効果的な行政運営を行う。

イ 地域住民との協働

分権時代にあっては、地域の問題は地域自らが考え、行動し、解決することが求められている。そして、地域を支える主体は住民であり、行政と住民が対等の関係に立って、それぞれの責任と役割を認識し協力して行動することが大切である。

このため、行政の担うべき役割の見直し、行政情報の住民への積極的な提供、地域の人材の活用等を進め、住民との協働によるまちづくりを行う。

ウ 健全な財政運営

国庫補助金の改革、国から地方への税源移譲の実施に続き、新たな地方交付税制度の姿が次第に明らかになるなど「三位一体の改革」が進展しているが、その行方は未だ不透明であり、地方財政はより厳しい状況に置かれることも予想される。

こうした中、増大する行政需要に的確に対応するためには、財政構造の改革を行う必要がある。

このため、事務事業の見直しや民間委託の推進等による歳出の削減、

歳入確保の取組を行うなど財政構造を改革し、健全な財政運営を行う。

第3 行財政改革の推進体制と実施期間

(1) 推進体制

行財政改革を全庁的に推進するため、庁内組織である「浅口市行財政改革推進委員会」を設置するとともに、民間の意見や手法を取り入れるため、市民・学識経験者等で構成する「浅口市行財政改革推進懇談会」の提言を受ける。

(2) 実施期間

平成18年度から平成21年度までとする。

第4 主要施策

1 事務事業等の見直し

(1) 事務事業の整理、統廃合

限られた財源の中で、効率的かつ効果的に施策を実施するため、市の行う事務事業について妥当性や達成度、費用対効果等を評価する行政評価制度を早期に導入し、既存事業についてもゼロベースから見直しを行い、不要・不急の事務事業の廃止・縮小、類似事業の統合を行う。

(2) 事務の合理化、効率化

行政の公平性、確実性を保ちつつ多様な行政需要に迅速に対応するため、事務処理手順の見直しを行うとともに、IT機器を活用した事務のシステム化・ペーパーレス化等を推進する。

2 組織機構、定数管理及び給与の適正化

(1) 組織機構、定員管理の適正化

住民ニーズの多様化や地方分権の進展に対応できるよう、組織機構の見直しを柔軟に行うとともに、事務事業の見直しや事務の合理化の成果を生かした適正な定員管理を行う。

このため、業務量に対応した柔軟で適切な職員配置を行うとともに、職員の能力や適性、実績等をより適正に評価する人事評価制度を早期に導入する。

(2) 給与の適正化

国の給与制度改革を勘案しながら、職員の能力や業績に着目した給与体系への転換等を検討し、市民の理解が得られる給与制度を構築する。

また、合併に伴う職員間の給与格差については、できるだけ早期の是正を図る。

非常勤職員給与についても、県内類似団体との均衡に配慮した見直しを行う。

3 行政サービスの質の向上と人材育成の推進

(1) 情報化の推進

行政事務の効率化・迅速化を図るため、IT技術を活用した事務処理システムの導入を進める。

市民の利便性向上を図るため、電子申請を推進する。

なお、情報化の推進に当たっては、情報資産保護のため、必要な情報セキュリティを講じる。

(2) 人材育成

複雑多様化する行政需要に対応できるよう、高度な専門的知識の習得や柔軟で高度な政策立案能力の育成等を図るため、人材育成計画を策定し、計画的な人材の育成を進める。

また、職員が市政全般に目を向け、政策の企画立案に対する意欲を高めることができるよう、職場の枠を超えて施策や事務処理についての提案ができる職員提案制度の導入を検討する。

4 業務のアウトソーシングの推進

(1) 民間委託の推進

民間活力を活用して簡素で効率的な行政を実現するため、行政責任の確保、サービスの継続性と水準の維持・向上、個人情報の保護等に十分留意しながら、積極的に民間委託を推進する。

(2) 指定管理者制度の活用

公共性、公益性を確保しつつ、公の施設におけるサービス向上と管理経費の縮減を図るため、直営施設についても指定管理者制度の積極的な活用を検討する。

5 住民との協働

市民相互、あるいは市民と行政が問題意識や目的を共有し、対等の関係に立って、互いに補完しあい、協力しあいながらまちづくりを推進する協

働の仕組みを構築する。

また、住民との協働を進めるためには、情報を共有することが重要であるため、一層の情報公開を進める。

6 財政運営の健全化

市政の持続的発展を実現するためには、自立的で安定した財政基盤の確立が不可欠である。

このため、事務事業の見直し、民間委託の推進、定員管理の適正化、簡素で効率的な組織機構の整備や内部管理経費の縮減等により、歳出の削減を図る。

併せて、市税を中心とした徴収率の向上、優良企業の誘致等による税源の拡充、市有財産の有効活用などにより、自主財源の確保に務める。

7 公営企業及び第3セクターの効率的運営

公営企業についても、独立採算制の原則に立って、事務事業の見直しや民間委託の推進を行い経営の健全化を図る。

第3セクターについても、透明性のある健全な経営を目指し、今後の運営形態について検討を行う。

第5 計画の見直し等

本大綱は、現時点における行財政改革の基本的な考え方や方向性を示したものであるが、社会経済情勢の変化に対応できるよう、常にその内容を点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、道州制に関する議論が高まりつつあるなど地方行財政制度も大きく変化することが予想されることから、新たな合併も含め幅広い視点から市の在り様についての研究を行う。